

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県駿東郡清水町長

## 公表日

令和7年12月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法等の規定により、申請受理、進達事務、手帳情報の照会業務、認定業務、手帳交付業務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報確認 ④認定に必要な各種情報の照会 ⑤手帳の移管業務に必要な各種情報の照会
③システムの名称	KKCWEL+身体障害者手帳システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第20、22項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11、14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日デジタル庁・総務省令第9号)  ■情報提供の根拠(※) ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁・総務省令第9号)第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条  ※情報提供は都道府県から委譲されている場合のみ実施する
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉介護課
②所属長の役職名	福祉介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	清水町総務課庶務係(静岡県駿東郡清水町堂庭210番地の1 055-981-8230)
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセス権限のある職員については、年度ごとに設定を行い、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、受付時に申請者からマイナンバーの提供を受ける際には、複数人で誤りがないか確認をするようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</span> </div> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ <input type="checkbox"/> 十分である ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	清水町保有個人情報安全管理規程及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置を講じ、個人番号及び本人情報が記載された申請書類等については、紛失や混入を防ぐため、定められた書棚等に保管することを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	評価実施機関における担当部署	①部署 福祉課	①部署 健康福祉課	事後	変更後速やかに提出
令和2年10月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 原田 茂徳	②所属長 名波 浩美	事後	変更後速やかに提出
令和2年10月1日	評価実施機関における担当部署	①部署 健康福祉課	①部署 福祉介護課	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月13日	評価実施機関における担当部署	②所属長 名波 浩美	②所属長 福祉介護課長	事後	変更後速やかに提出
令和2年7月13日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和2年7月13日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	評価の再実施
令和7年12月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	身体障害者福祉システム SWAN(宛名システム 中間サーバー)ソフトウェア	KKOWEL+身体障害者手帳システム SWAN(宛名システム 中間サーバー)	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第11項	番号法第9条第1項、別表第20、22項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11、14条	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	照会:番号法第19条7号、別表第二の第20項提供:なし	■情報照会の根拠 番号法第19条第9号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日デジタル庁・総務省令第9号) ■情報提供の根拠(※) -番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の16、21、23、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(令和六年五月二十四日号外デジタル庁・総務省令第9号)第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条 ※情報提供は都道府県から要請されている場合のみ実施する	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	II しいくい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	II しいくい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和7年9月29日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	II しいくい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和7年9月29日 時点	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(項目なし)	十分である ■判断の根拠 システムへのアクセス権限のある職員については、年度ごとに設定を行い、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、受付時に申請書からマイナンバーの提供を受ける際には、複数人で誤りがないか確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 9. 監査	○内部監査	○自己点検 ○内部監査	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目なし)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分【再掲】	(項目なし)	十分である	事前	システム標準化に伴う再評価
令和7年12月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(項目なし)	清水町保有個人情報安全管理規程及び特定個人情報保護の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置を講じ、個人番号及び本人情報が記載された申請書類等については、紛失や混入を防ぐため、定められた書棚等に保管することを徹底している。	事前	システム標準化に伴う再評価